

# 福祉タクシー利用助成事業について

町では障害者や高齢者を対象として、タクシー運賃の助成を次のとおり行っています。

## ▶制度概要

対象となる方に協力タクシー業者（23社）で使用することができる1枚500円の利用券を交付し、支払時に提出することで乗車料金の負担軽減を行います。

年間最大36,000円分の福祉タクシー利用券を交付し（申請月により、交付枚数が異なります）、1回の乗車で10枚（5,000円）まで使用可能とします。

## ▶対象となる方

条件は在宅にて日常生活を営む方で、以下のいずれかに当てはまる方。

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ・要介護（要支援）認定を受けた方
- ・65歳以上で過去に運転免許証を自主返納された方
- ・65歳以上で同居している家族全員が交通手段を持たない方



## ▶申請方法

申請書に以下のいずれかの資料を添付して直接または郵送で保健福祉課へ申請をお願いいたします。

- ・各種手帳及び介護被保険者証の写し
- ・申請による運転免許の取消通知書または運転経歴証明書の写し

なお、令和4年度に申請された方には、更新の案内を送付します。

## ▶問合せ 保健福祉課福祉係 ☎②1603

## 神崎町新型コロナウイルス感染症 自宅療養者への配食支援の終了について

神崎町では、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養されている方を対象に、配食の支援を行ってきましたが、千葉県が実施していた配食サービスが令和5年1月31日に終了したことに伴い、神崎町が実施している配食の支援についても、令和5年3月31日の受付をもって終了いたします。

町民の皆様には、日頃から食料品や日用品の備蓄など、療養等に備えた準備を引き続きお願いします。

## ▶療養期間中の外出自粛について

下記のいずれかに該当する場合、新型コロナウイルス感染症に感染している場合でも、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出をすることは差し支えありません。

- ・**症状がある場合で、症状軽快（注1）から24時間経過後**
- ・**無症状の場合**

（注1）症状軽快とは、解熱剤を使用せずに、かつ呼吸器症状（咳・息切れ等）が改善傾向にあることであり、症状が全く無くなることを必要とはしません。

## ▶濃厚接触者について

同居家族等の濃厚接触者には、「不要不急の外出の自粛」をお願いしていますが、食料品の買い出しは「不要不急の外出」には当たりません。マスクの着用、手指の消毒等の感染対策をして、短時間で買い出しを済ませるようにしてください。

## ▶問合せ 保健福祉課 ☎②1603